

第2章 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実

第1節	保健・医療	
1	保健・予防の充実	16
2	医療の充実	19
第2節	福祉	
1	児童福祉	22
2	母子（父子）・寡婦福祉	28
3	障害者福祉	30
4	精神障害者地域生活支援センター	33
5	高齢者福祉	35
6	低所得者福祉	37
7	介護保健	39
第3節	社会保障	
1	国民健康保険	42
2	国民年金	44

第1節 保健・医療

1 保健・予防の充実

〔現状と課題〕

全国的な少子・高齢化の現象は、本市も同様であり、また壮年期・高齢期を中心に生活習慣の変化が要因である、がん、心臓病、高血圧、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病が増加しているのが現状である。市民が健康でいきいきと暮らせるまちづくりを基本理念とし、市民の生活の質を向上させ、市民一人ひとりが毎日の生活の中で健康を考えることができる事業展開及び基盤整備が求められている。

本市においては老人保健事業の導入部分と言える健康診査やガン検診の受診率が低いこと、特に40代～50代の受診率が低いことにより予防の観点から成・壮年期への事業展開は必ずしも十分とは言えず、今後はさらに『予防』の視点を強化した各種保健事業の推進が必要である。

健康診査等の情報を活用し、健康教育、健康相談については、第2期中間市高齢者総合保健福祉計画（平成15年度～平成19年度）でみると、ほぼ目標どおりの目標値を達成している。

平成12年度に介護保険制度が導入され、保健事業と介護保険給付との内容の重複サービスについて見直しを行い、平成14年度より介護予防の観点から支援が必要な高齢者及び介護に携わる家族に対し、介護予防を目的とした健康教育、訪問指導を重点的に取り組んできたが、まだまだ実態把握は十分とはいえ、各関係機関との連携あるいは、共同実施という視点も取り入れ、事業の展開を図る必要がある。

また健康診査については、基本健康診査は本市の目標値を上回っているものの、その他のがん検診等については目標値に至っておらず、今後も積極的な広報活動及び取り組みを強化しなければならない。

各種事業及びその内容や適正活用について市民への周知を図り、理解を得ながら生活機能の履歴などを把握し、生涯を通じて継続的に支援していくためのコンピュータを介した世帯単位での管理システムを構築し、市民一人ひとりのライフステージと個人の状態に合わせた保健事業を図る必要がある。

表：死因別死亡数

(単位：人)

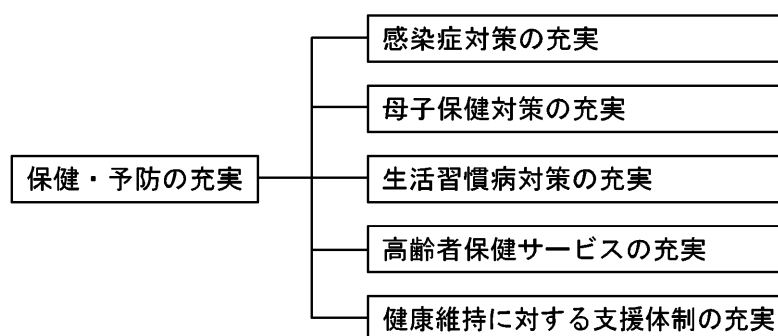
年次	総数	脳血管疾患	悪性新生物(がん)	心疾患	老衰	不慮の事故	肺炎及び気管支炎	結核	その他
平成10年	446	68	142	64	3	16	40	0	113
平成11年	493	71	156	70	4	23	57	1	111
平成12年	455	47	152	58	3	17	45	1	132
平成13年	453	54	149	61	5	21	42	1	120
平成14年	419	59	150	58	8	14	35	2	93
平成15年	450	50	156	62	9	25	32	0	116

資料：遠賀保健福祉環境事務所

〔施策の基本方向〕

健康管理システムの導入により、データを一元化し、個人及び世帯単位で生涯を通じた総合的な健康づくり体制を整備する。母子に対しては、育児支援をキーワードとし、成・壮年に対しては疾病予防を、高齢者に対しては介護予防をキーワードとした事業を推進し、介護保険制度と有機的な連携を保ちながら、新たな事業のあり方について検討する必要がある。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 感染症対策の充実

結核の患者数は年々減少しているものの、高齢者の罹患率は依然として高い傾向にある。今後も患者早期発見に向けての取組み、結核予防啓発活動の推進の強化を図り感染症対策に努める。

予防接種については、予防接種健康管理システムを活用し、予防接種の推進を図り、感染症予防に関する知識や情報の提供に努める。

2. 母子保健対策の充実

本市の「中間市次世代育成支援行動計画」及び「母子保健計画」に基づく事業推進を基本に、妊産婦・乳幼児の健康支援の強化とともに、育児不安や虐待を早期発見し、早期に支援できる体制づくりとして、関係課・関係機関と連携し、乳幼児健康診査をはじめとした各種の母子保健事業の場を活用した育児支援を図る。

3. 生活習慣病対策の充実

生活習慣病の一次予防及び二次予防のため、基本健康診査、各種がん検診の受診者増を図る。

生活習慣病は、発症する前の若いころからの生活習慣がその発症に大きな影響を与えていることから、予防を推進するために、成・壮年期の受診者増と、その後の指導として各種訪問指導、健康教育、健康相談の充実を図る。

要指導域の健康診査受診者については個別健康教育などによる支援の充実を行い、健診時に異常の無かった受診者には発症予防に関する正しい知識の普及、啓発に努める。

4. 高齢者保健サービスの充実

平均寿命の延伸により、高齢社会から超高齢社会に変化するなか、高齢者の自立支援という観点から、生活習慣病と介護予防を一体的に推進する必要があるため、介護保険課及び地域包括支援センター等関係機関との事業連携を図り、身体的、精神的、社会的に高齢者が持っている能力を活かし、また高めることを通じて活動的に暮らせるよう支援するための事業を推進する。

5. 健康維持に対する支援体制の充実

市民一人ひとりが健康を維持させるためには、多くの情報や支援体制が必要であり、支援体制をとる際には、ほとんどの場合、多くの機関と関連することから、関係機関との連携を強化し、関係課と共同実施の方法も取り入れながら、市民一人ひとりの状態に合った総合的支援を図る。

2 医療の充実

〔現状と課題〕

中間市立病院は昭和40年に開設以来、市民の医療の拠点施設として、重要な役割を果たしてきた。しかし、昭和53年に建替えを行った現在の建物は、改装や補修によりその都度対応しているものの、一般的な老朽化に加え、特に耐震構造とはなっていないことから、災害時の拠点病院として役割を果たすには十分な施設とはなっていないのが現状である。

そうしたなかで、地域医療の中核施設としての位置付けから、平成16年度から地域医療連携室を設置し、地域医療機関との連携を強めている。ちなみに現在の他院への紹介率は23%、本院の在院日数は23.9日～29.9日となっている。

一方経営面に関しては、平成5年度から12年度まで赤字経営が続いていたが、その後健全化を推進し、平成13年度からは単年度黒字を計上している。

収支関連では、黒字決算を維持しているものの、患者総数は減少傾向にあり、経営的には決して良好な状態とはいえない。

患者数減少の要因としては、施設・設備面の老朽化、診療報酬改定に伴う患者負担増などが考えられる。なかでも、優秀な医師の確保では、提供医療の質の向上や患者数確保の面からも有効な手法であるが、平成16年度から医師臨床研修が義務付けられたことから、より一層困難な状況となっている。

また、時代の医療ニーズを的確に捉えこれに応えることは、公立病院として当然の責務であることから、平成7年度、市民からの要望と経営改善の目的で、人工透析センターと泌尿器科を開設したほか、複雑・多様化する医療制度に対応するため、平成10年に新規患者の受付問診業務の開始、高度先端医療の施設拡充のために、平成13年度にはMRIの新規導入を行っている。さらに、平成16年度には、ソーシャルワーカーを採用し、医療福祉相談室の院内設置を行い、患者に提供する医療サービスの質の向上を図っている。

救急医療体制の状況では、^{*}2次的救急医療機関として位置付けられ、平成15年度には、中間市消防の救急出動の28.9%を受け入れており、診療時間内の受入れは47.9%であるのに対し、時間外及び祝日の受入れは23.3%となっていることから、現在の当直体制の見直しが求められている。

今後は、近隣の高度機能病院と一般開業医の存在を念頭に、新たな病院経営の視点を模索するとともに、本市の特徴である高い高齢化率を踏まえた、療養型病床や老人保健施設機能の附加を検討し、本院の物的資源と人的資源の有効活用を図る必要がある。

表：医療及び医療関係施設数

年次	総 数	医療機関				その他の医療機関				
		総数	病院	一 般 診療所	歯 科 診療所	総数	あんま・ 鍼灸院	助産所	薬 局	一般販売業者・ 薬種商
平成 11 年	116	57	3	28	26	59	25	1	20	13
平成 12 年	116	58	3	29	26	58	25	1	20	12
平成 13 年	117	59	3	29	27	58	25	1	20	12
平成 14 年	125	62	3	32	27	63	27	1	24	11
平成 15 年	124	62	3	32	27	62	26	2	23	11
平成 16 年	123	63	3	32	28	60	26	2	22	10

資料：遠賀保健福祉環境事務所

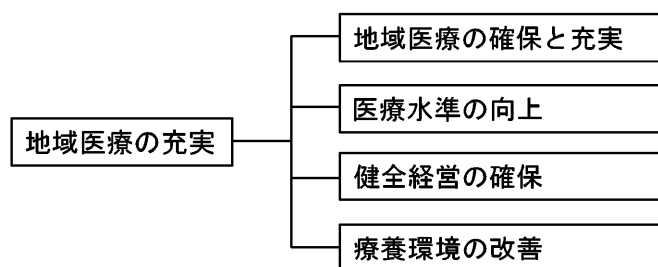
〔施策の基本方向〕

中間市立病院は、高度医療過密地区に存在し、このことを前提とした、公立病院としての使命や住民ニーズを考慮し、将来のあるべき病院像を描く必要がある。

今後の基本的方向性としては、北九州医療圏における高度機能病院群の後方支援病院として位置付け、これら病院との病院同士の連携の強化を図るとともに、一般開業医との連携の強化も併せて図ることにより、高度機能病院と一般開業医の中間的位置を確保し、それぞれの病院では提供しきれない部分を補完する精緻な医療サービスの提供に努め、良質な医療を効率的、継続的に提供し、地域住民の健康の維持・増進を図り、地域医療の充実に努める。

一方、予防医学の観点から、保健、福祉、医療の連携強化を図り、生活習慣病予防や体力保持など、健康管理のための啓発活動を実施することで、市民の健康づくりへの支援を行うとともに医療費の軽減に努める。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 地域医療の確保と充実

高度機能病院群の後方支援病院として位置付けの明確化とともに、病院同士の連携の強化による一般開業医と高度機能病院群との中間的位置の確保に向けて検討する。

また、患者の個人情報保護とインフォームドコンセントの徹底による患者中心の医療の確立及び、開放型病床の開設、在宅療養支援センターの院内設置、老人保健施設の新設などの検討を進める。

さらに、保健、福祉、医療の連携強化による市民の健康づくりへの支援策を展開していく。

2. 医療水準の向上

職員の研修強化による一般診療や看護体制の充実と、医療事故防止のため、院内の安全管理体制を確立し、医療事務の効率化のため、オーダーリングシステムや電子カルテの導入の検討を行う。

3. 健全経営の確保

合理的かつ効率的病院経営による累積欠損金の解消と、最新医療技術の導入や医師の確保による遠賀・中間地域における本院の特異性を高め、経営の健全化を図る。

4. 療養環境の改善

大規模災害時における災害拠点病院としての耐震機能の確保、将来的視野にたった医療設置基準の確保、患者にとって、安全・安心、やすらぎ、親しみもてる療養環境を配慮した建物構造を図るため、医療体制、施設管理などを総合的に勘案した新たな病院計画も検討していく。

第2節 福祉

1 児童福祉

〔現状と課題〕

現在、我が国は最も少子化の進んだ国の一つとなり、本市においても同様の傾向が見られる。少子化の進行は、経済成長の鈍化、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力低下などの要因となり、深刻な問題となっている。

また、児童の健全育成、次代の親の育成という見地をとらえても、情報化の進展に伴う少年犯罪の増加などに見られるように、社会情勢は複雑化し、失業、離婚、家庭の孤立、犯罪の低年齢化、児童虐待など、社会構造の悪化に歯止めをかけるべき次世代を担う子どもがきわめて不安定な状況に置かれていると言わざるを得ない。

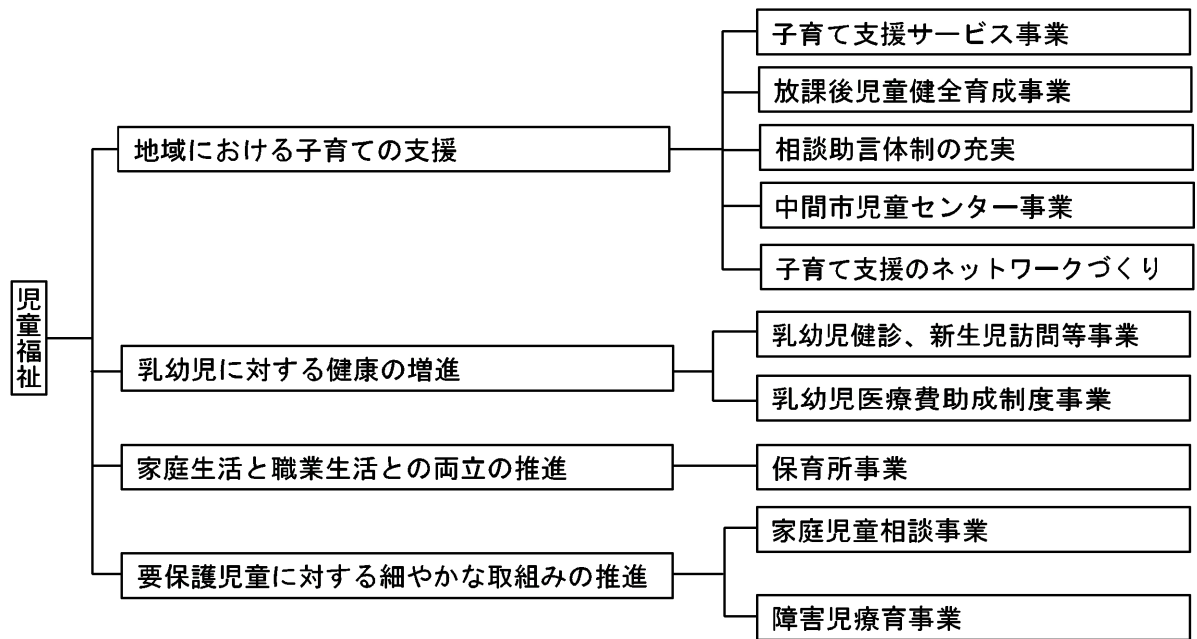
こういう現状のなかで、これらを社会全体の問題として受け止め、子どもが健康に育つ社会、子どもを生き、育てることに喜びを感じることができる社会への転換を目的として、平成17年3月「中間市次世代育成支援行動計画」を策定した。この計画を柱として今後の児童福祉施策を展開することが急務である。

〔施策の基本方向〕

生活様式の急速な変化や価値観の多様化などに伴い、子どもや子育て家庭を取りまく環境は大きく変化している。特に少子化の進展は、高齢者を支える生産年齢世代の負担が増加するなど、今後の経済的・社会的な影響が懸念されている。また、子育てについても、職業生活と家庭生活の両立を可能とする保育ニーズの高まりや、子育て家庭の孤立化など、対応すべき課題が山積みしている。この状況のなかで中間市次世代育成支援行動計画では、「地域の和による 子育て・子育てを支えるまち なかま」という基本目標をあげ、行政が最大限の努力をして、住民一人ひとりや保護者、さらには関係団体や関係機関などと連携しながら、その具体化に努めていく基本方針を示している。

児童福祉施策はこれらを踏まえ、児童の健全育成・子育て環境の整備を図り、虐待など現在悪化する環境に苦しむ少年・児童を救い、社会人として貢献できる大人をより多く育てるものとする。

〔施策の体系図〕



〔計 画〕

1. 地域における子育ての支援

(1) 子育て支援サービス事業

地域住民が安心して子育てができるよう、すべての子育て家庭の支援ができるよう保育所などの関係機関と連携し「一時保育」の充実を図る。また、一時保育事業所での育児相談を充実し、地域住民がみんなで協力し合って子育てする意識を高める。

※一時保育事業〔保育対策等特別保育事業〕

保護者が病気、事故、冠婚葬祭、出産、夜勤などのやむを得ない理由により家庭で子どもをみるできない場合において、保育園児にかかわらず緊急・一時的に保育所で預かるサービス。

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の充実

共働き世帯や、母子家庭、父子家庭などの小学校一年生～三年生の児童を放課後の一定時間を預かる「放課後児童健全育成事業」を推進する。学童保育所は現在、市内の小中学校6校に対して7箇所あり、各校区に設置されている。入所する基準については、保育所の基準と同じである。

今後の課題として障害児の受け入れ、開所時間の延長、対象児童年齢の引き上げなどがある。今後はさらに教育委員会や保育所と連携を深め、地域に開かれた事業の実施を図る。

(3) 相談助言体制の充実

乳幼児と親が自由に集い、気軽に相談でき、情報交換する施設として、地域密着型の「子育て支援センター事業」を推進する。また、この事業の核となる施設として「中間市地域子育て支援センター」を設置している。

※子育て支援センター事業

子育て支援センター事業は、現在、人権のまちづくりセンターで実施しており、子育て中の親が気軽に相談でき、情報交換する施設として機能している。今後は、育児に悩む親が増加傾向にあることから、さらに拡充する必要がある。

(4) 中間市児童センター事業

中間市児童センターでは、主として幼稚園・保育園に就園していない乳幼児とその保護者の居場所及び交流の場の提供と、相談事業を毎週水曜日と土曜日に行っている。今後は、親子の遊び場を提供する「親子ひろば」の開催日の拡大を図るとともに、小学校低学年児童が集まりやすい施設への整備を図る。

(5) 子育て支援のネットワークづくり

現在児童虐待等に関する関係・関連機関の連携によって構築している児童虐待防止目的の「はばたけ子ども・ネットワーク」が機能し、成果をあげている。この組織を活用して、保育所、幼稚園、小・中・高等学校、PTA、民生・児童委員会などの関連機関に働きかけ、子育て支援のネットワークの構築を図る。

2. 乳幼児に対する健康の増進

(1) 乳幼児健診、新生児訪問等事業

- ・母親学級や両親学級などを通じて妊産婦の健康支援を図る。
- ・個々に応じたよりの確な支援が行われるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等を強化し、疾病の早期発見・予防に努め、保健指導の充実を図る。
- ・乳幼児期における、要観察児や発達障害といわれる児童等の、一貫したケアや見守り体制を強化するため、保健センター、家庭児童相談室、親子ひろばリンク（療育支援事業）と保育所、幼稚園、小・中学校との連携の強化を図る。

(2) 乳幼児医療費助成制度事業

誕生から3歳まで診療・入院にかかる医療費を助成する「乳幼児医療費助成制度」は、県事業として今日まで整備・拡充されてきているが、4歳から就学前までの幼児には入院のみの助成となっている。市では診療にかかる医療費も、平成18年8月から対象年齢を5歳未満まで引き上げ、今後さらに検討を行う。

3. 家庭生活と職業生活との両立の推進 ー保育所事業

本市では近年、乳幼児の数は減少傾向にあるが、家庭生活と職業生活の両立を可能とする保育所の入所希望はむしろ高まっている。そのため柔軟な定員設定や多様な保育サービスを推進する。

※特別保育促進事業の拡大

① 延長保育事業

保育所の通常開所時間（7時から18時）の前後に30分から2時間程度延長する保育サービスの充実

② 休日保育事業

保護者の就労等の理由により、日曜・祝日の日中に家庭で子どもをみることができない児童を対象に行うサービスの充実

③ 乳幼児健康支援一時預かり事業

病気の回復期にあり、安静の確保に配慮する必要がある保育所へ通所中の児童や同様の状況にある児童（小学校低学年児童を含む）への保育サービスの充実

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が身体、精神、環境などの理由により家庭で子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設において養育保護をするサービスの充実

⑤ 一時保育事業〔保育対策等特別保育事業〕

保護者が病気、事故、冠婚葬祭、出張、夜勤などやむを得ない理由により家庭で子どもをみる事ができない場合において、緊急・一時的に保育所で預かるサービスの充実

4. 要保護児童に対する細やかな取組みの推進

(1) 家庭児童相談事業

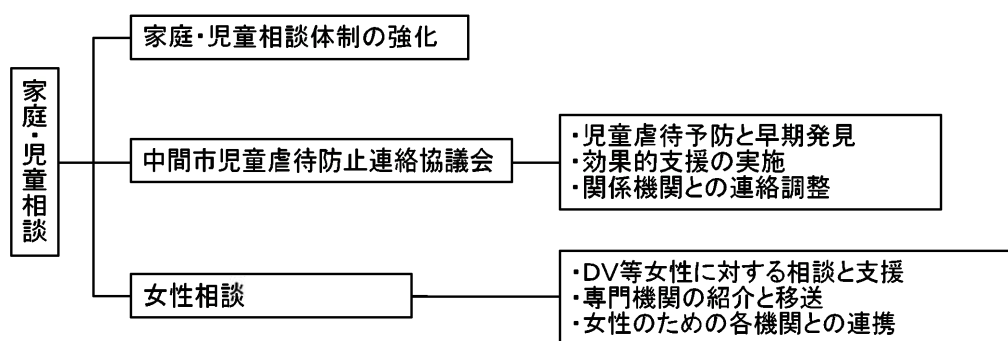
近年の社会状況は複雑化し、失業、離婚、少子化、家庭の孤立化など家庭環境は不安定になり、とりわけ児童の健全育成にとっての環境は益々深刻化し不登校、閉じこもり、虐待、非行など悪化の傾向にある。

本市では、児童の健全育成が子どもだけの問題ではなく家庭全体の問題であるととらえ、支援を重要視し、守秘を保持しながら、一般相談と支援業務の充実を図っている。

児童の健全育成のために、学校・保育所・民生・児童委員会・医者・警察・保健所・市役所など、37機関で「中間市児童虐待防止連絡協議会」を設置し、本市が事務局となって関係機関と効果的に連携をとり、児童とその家庭に相談・支援事業を強化する。

社会問題になっているDV（「ドメスティック・バイオレンス」・配偶者やパートナーによる暴力）被害者に対する、相談・保護・救済など、女性に関する窓口を設置し、相談や関係機関につなぐなどの事業を推進する。

〔家庭・児童相談事業の体系〕



※相談支援ネットワークの充実（はばたけ子どもネットワーク）

中間市家庭児童相談は37関係機関が「中間市児童虐待防止連絡協議会」を平成12年4月に設置して、児童虐待防止・虐待児童の早期発見に向けて、情報の共有化を図りながら連携し、効果的に相談・支援を行う発信基地となっている。

虐待の予防に向けて、子育て講演会・広報・出前講座などを行い、子育て講演会では毎年300名以上の参加者があり関心が市民に広がりつつある。

また、ネットワーク参加機関の専門員向けに研修会を実施し、虐待児童の早期発見、通報などに関する研修会を行い、それにより虐待の予防はもちろん、早期発見・早期手立てによって、母子分離という深刻な虐待被害者数は、平成13年度12名だったのが平成15・16年度は4名に減少するなど早期発見への効果が上っている。非行・不登校児童など、学校と情報を共有しながら児童とその家庭に支援を行うことができ、学校復帰への一助を担っている。

〔家庭・児童相談事業の計画〕

① 家庭・児童相談体制の強化

保健相談、言葉やしつけの心配相談から、知的障害・性格行動相談、不登校・いじめ相談、非行相談、虐待・養護相談など支援内容は益々複雑化する傾向にあるため、専門研修を受け自己の専門性の能力向上を図る。また、地域の中に子育てサポート体制を確立させて気軽に支援・見守り合う地域づくりも検討していく。

② 中間市児童虐待防止連絡協議会との連携強化

ア 児童虐待予防と早期発見

非行・不登校児童の半数以上が何らかの虐待被害者であることから、虐待予防の啓発のみならず、虐待の早期発見に向けての、子育て講演会の実施など市民（家庭）への啓発活動の更なる強化はもちろん、児童関係機関の専門員（教師・保育士）による虐待被害児童の早期発見と被害児童の適切支援とその家庭に対する適切対応などの研修で充実を図っていく。

イ 効果的な支援の充実

ネットワークが虐待だけにとどまらず、不登校、非行など全てにおいて機能と役割を連携して更に効果的に推進することが重要である。そのために児童虐待防止連絡協議会を要保護児童対策協議会に改変し、ネットワーク参加機関に、保護司、人権擁護委員、中間市内の高等学校などを新たに加えて、ネットワークの強化と更なる効果を図っていくことを進めていく。また、地域や民間の「子育て応援隊（仮称）」ボランティアを育成して家庭支援体制を進める。全ての児童関係機関との連携を進めるため定例情報の連絡会を充実していく。

ウ 関係機関との連絡調整

関係機関との定期連絡が実施されている機関ほど虐待などの早期発見・通報・手だてが適切に行われている。就学前教育（保育）現場・乳児などの在宅児童支援機関（保健センター）などとの定期連絡会の充実を図る。

③ DV等女性相談業務の強化

社会情勢の深刻化にともない、女性に対する相談件数は増加し、相談内容も複雑、深刻化の傾向にある。さらに、相談内容の緊急性、危険性も高くなっている。そうしたなかで相談者が安心して相談できる、女性の専任相談員の配置を推進する。

(2) 障害児療育支援事業 ―親子ひろばリンク

平成13年度から障害児療育支援事業を開始し、現在では、毎週5クラスの集団教室で、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士による個別指導を実施しているが、平成15年度より支援費制度が開始されたことにより、当初は契約数34件であったが、平成17年4月には、契約数74件にまで伸びてきている。

また、体育遊具の充実、砂場の整備、教室の増加に伴い、よりよい感覚統合遊び、手先を使う遊びなどを通じた療育の指導が充実している。

しかし、施設整備については現状の中間市児童センターとの併用のため、施設の改善などを含め、総合的に検討する。

また、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士などといった個別指導の療育専門者が、全国的に不足しており、当施設でも例外ではなく、療育時間の延長に理解を求め、協力を得ているのが現状である。さらに、多種多様な障害児の療育支援を円滑に運営するためには療育スタッフ（保育士）の専門性も欠かせず、専門の研修派遣も検討する。

※療育支援事業・親子ひろばリンクの今後の計画

① 施設の改善

現在の施設は旧保育園を利用して事業を行っているため、障害児対応型にはなっていない。障害児用に改造し、療育支援に適した施設の整備を推進する。

② スタッフの能力向上

多種多様な障害児の療育支援をより充実するため、専門研修などにスタッフを派遣し能力向上を図る。

2 母子（父子）・寡婦福祉

〔現状と課題〕

近年、男女の結婚観や家族観の相違を理由とした離婚、別居が増加傾向にあり、「ひとり親」家庭が増加している。とりわけ、若年母子が増加傾向にあり、概してこれら世帯の就労状況は短時間労働が大半なため、経済基盤は脆弱であり、児童の健全育成において経済的・精神的な不安感にさらされていることから、社会保障制度の整った常勤職職場への就業支援が重要となってくる。

また、父子家庭に対する施策は乏しく、支援施策として金銭給付にとらわれず、公営住宅への優先入居、保育料の軽減や保育時間の見直し、また、医療費助成などの施策が求められている。

母子家庭の母親の就労による自立を促進するため、職業能力の開発を自主的に行う母子家庭の母親に対して講座受講費の助成、高度な職業訓練を受け資格を取得しようとする母子家庭の母親に対する生活費の助成を国の施策である「母子家庭自立支援給付金事業」に基づき、平成16年1月から行っている。

対象者を、雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格を有していない母子家庭の母親で、所得が児童扶養手当支給水準のものとし、対象講座を雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座で、受講講座の受講料の4割（上限20万円下限8千円）を支給額とした「自立支援教育訓練給付金」を交付している。

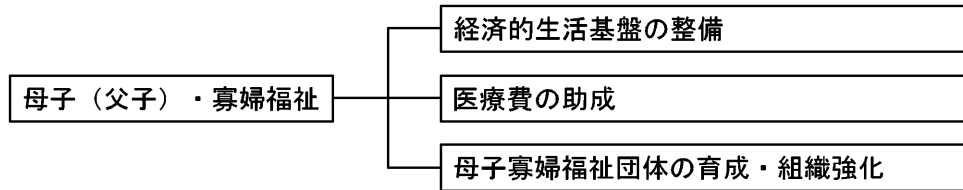
また対象者を、2年以上の養成機関において一定のカリキュラムを修業し、資格の修得が見込まれる母子家庭の母親で所得が児童扶養手当支給水準のものとし、その対象資格は、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士で、月額103,000円・修業期間の残り1/3の期間（上限12月）を支給額とした「高等職業訓練促進給付金」の交付により支援している。

今後は、母子・寡婦家庭の生活の安定と自立の向上を目的に活動する、母子寡婦福祉会の構成員も高齢化が目立ってきていることから、「ひとり親」家庭の加入促進に努める必要がある。

〔施策の基本方向〕

ひとり親家庭が安定した生活を送るとともに、児童の健全育成を図るために、ひとり親家庭等の現状把握に努め、制度の周知徹底をはじめ、自立、就業の支援に主眼を置いた支援策を適切に実施していく必要がある。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 経済的生活基盤の整備

自立支援教育訓練給付金事業及び高等技能訓練促進給付金事業の両制度の啓発活動を行い、広く市民に知らしめる。

2. 医療費の助成

福岡県母子家庭等医療費支給制度に基づく制度であることから、実施主体である福岡県に支給の拡充を求めていくとともに、父子家庭対象者に対する施策も併せて検討する。

3. 母子寡婦福祉団体の育成・組織強化

法人格の取得を視野に入れ、母子及び寡婦福祉法第25条及び第34条（公共的施設における新聞、雑誌、たばこ、事務用品などの物品の販売や、理容・美容所などの開設）に規定される事業展開を図り、組織の基盤強化を進めるとともに、今後の活動の中心となれる若年母子の加入促進を図る。

3 障害者福祉

〔現状と課題〕

本市の身体障害者手帳登録者は、平成17年3月現在2,342人で、そのうち一級・二級の重度障害者は1,034人を占め、全体の44.2%となっている。また、療育手帳の交付者は250人、精神障害者保健福祉手帳の交付者は182人である。

本市では、一人ひとりが支えあう「福祉のまちづくり」を目指し、高齢者、障害者が家庭や社会の一員として尊重され、原動力となり、生きがいに満ちた生活が送れることを願い、日々「家庭づくり」、「地域づくり」、「環境整備」、「健康の保持と生涯学習」、「地域への積極参加」に取り組んでいる。

平成11年3月には、「なかま障害者プラン」を策定したが、この趣旨による施策展開を図る一方で、今後とも、適切な援護施設への入所を進めていく施策のひとつとして、平成13年4月から療育支援センター（親子ひろばリンク）を開設している。共同作業所についても就労支援を図るとともに、新設に対する援助・運営を支援している。

また、障害の重度化・重複化に加え、障害者の高齢化や障害者の社会参加の増加に伴って、新たなニーズに対応できる福祉施策、とりわけ、障害者自らがサービスを選択し、事業者と契約してサービスを利用する制度である「障害者支援費制度」に積極的に取り組んでいるところであり、福祉行政の最重要施策のひとつとして、中間市障害者地域生活支援センター「パルハウスぼちぼち」を平成15年6月に開設している。

障害のある人たちが健やかで、生きがいを持って過ごし、地域社会の発展の場として、「パルハウスぼちぼち」の果たす役割は重要であり、福祉・教育・雇用・住環境などの施策との連携を図っていくことが必要である。

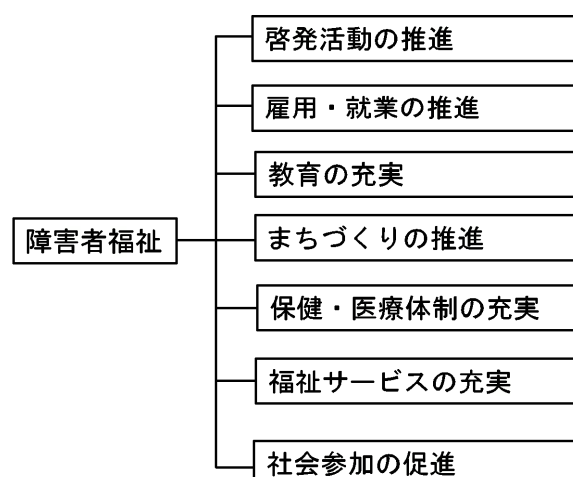
さらに、障害者が社会に阻害されることなく、積極的な社会参加を進めるためには、市民・企業・団体など、すべての社会構成員が障害者を取り巻く諸問題を十分に理解し、受け入れる地域環境づくりに向けて、全員参加による社会連帯意識の高揚を図ることが必要である。

〔施策の基本方向〕

住みよい平等な社会づくりを進めるためには、すべての人々が障害や障害者のことを十分理解する必要があることから、「広報なかま」をはじめとした各種の媒体により啓発活動を積極的に推進する。

また、障害のある人もない人も、ともに支えあって活動する社会を目指す施策は、高齢化対策と共通する分野が多く、障害者・高齢者双方のニーズに対応していくためには、その施策の効率的な推進体制の一体化を図る。また、平成18年4月に施行した「障害者自立支援法」は、これまでの課題を解決し、新しい障害者保健福祉制度を形づくるものであり、障害者が主体性・自立性を確保し、社会へ積極的に参加でき、その能力が十分発揮できるような地域社会の実現に取り組んでいく。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 啓発活動の推進

「広報なかま」、「社協だより」、「中間市ホームページ」など、市の広報媒体をとおして障害者団体やボランティア団体の活動を紹介し、市民の理解促進に努める。さらに、市職員に対しても、障害者の直接雇用を通じて、障害者問題に関する理解の促進に努める。

2. 雇用・就業の推進

障害者の雇用の促進については、地域精神保健福祉調査事業において市で直接雇用しており、さらに各事業所の障害者に対する雇用を確保するため、公共職業安定所をはじめとした関係機関との連携を強化し、市内の事業主への障害者雇用の啓発を進めるとともに、協力を求めていく。

また、障害者の自立や訓練を推進するため、福祉作業所での職業リハビリテーション対策の支援や協力をを行い、推進する。

3. 教育の充実

障害児の早期教育を推進するため、保育所と他の関係施設との連携を図るとともに、早期療育から学校教育、学校教育から就労へと円滑な移行ができるよう、相談体制やネットワークの構築を図る。

4. まちづくりの推進

障害のある人もない人も、ともに地域社会で快適に生活できるように「中間市高齢者・障害者にやさしいまちづくり整備指針」に基づき、ユニバーサルデザインを基調とした公共施設の整備を今後も行うとともに、市民の理解と支援を求めるため、ボランティアの育成や中核となるボランティアセンターの充実などに努める。

5. 保健・医療体制の充実

発育・発達時にある乳幼児の障害に対しては、早期発見や早期の療育体制を整える必要があり、平成17年3月に策定した「中間市次世代育成支援行動計画」に基づき、保健・医療・福祉の連携の充実を図る。

6. 福祉サービスの充実

平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法などの一部を改正する等の法律」が制定され、「措置制度」にかわる新たな障害者福祉サービス制度として、障害のある人が自分の生活にあったサービスを選択し、事業者・施設と対等な立場で直接契約を結び、サービスを利用するといった利用者の自己決定を尊重した「支援費制度」が、平成15年4月から始まっている。

この制度のもとでは、障害者自身がサービスを選択することで、自己決定が尊重されるとともに、利用者と施設・事業者が直接かつ、対等の関係に立つことで、利用者本位のサービスが提供されること、また、事業者間の競争によりサービスの質が向上することが期待されている。

さらに、「障害者自立支援法」により、障害者が主体性・自立性を確保し、社会へ積極的に参加でき、その能力が十分発揮できるように、各種施策を推進する。

7. 社会参加の促進

障害者の自主的な社会参加を促進するため、平成15年6月に開設した中間市障害者地域生活支援センター「パルハウスぼちぼち」が中核となり、障害者、健常者ともに参加しやすい行事の企画・運営を推進する。また、社会福祉協議会とのさらなる連携を深め、障害者社会参加促進事業の充実を図る。

4 精神障害者地域生活支援センター事業

〔現状と課題〕

平成7年の精神保健福祉法の改正により、法の中に「正しい知識の普及」「相談指導の実施」「社会復帰施設やグループホームの整備」など、市町村の役割が明示され、平成14年度から通院医療費公費負担制度や精神保健福祉手帳などの業務が市町村窓口となった。

このことから、「中間市精神障害者地域生活支援センター（パルハウスぼちぼち）」が平成15年6月に発足し、2年が経過した現在、地域で生活する精神障害者の居場所の提供、相談窓口及び障害福祉情報の提供としての利用度は開設当初から約2倍となり、近隣市町からの利用者も年々増加傾向にある。

また、当事者のニーズの高い就労問題に関しては、本市が就業の場を提供し、基礎知識を習得するためにパソコン入力作業や各施設の除草作業等の就労支援を行ってきた。

そのほか、支援センターの業務として、身体障害、知的障害についても、支援センター近隣地域における障害者手帳ほか、福祉施策対象事業の申請及び相談を行っている。

また平成14年より精神障害者に対するホームヘルプサービス事業を開始し、グループホームの補助事業も行っている。

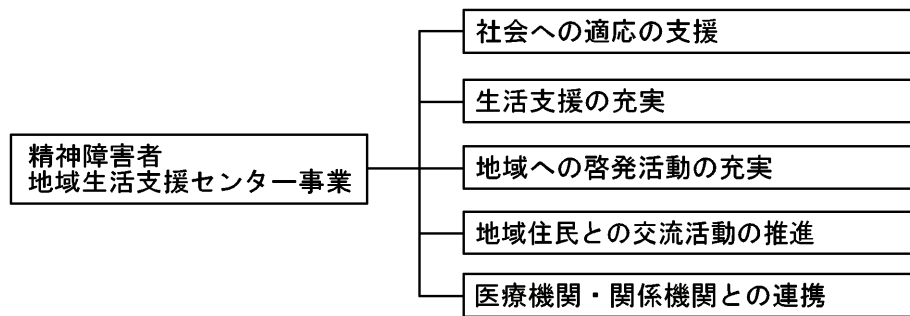
近隣の市町などと精神障害者福祉業務の充実を図りながら、就労の場の情報提供を行い、地域住民の精神障害者に対する認識と理解を深めるため、啓発活動などが今後の課題である。

〔施策の基本方向〕

行政が中心となって精神障害者に対する社会復帰の支援、生活相談の支援、情報提供などを行い、さらに地域住民との交流や啓発を行う必要がある。

また、当事者に対する認識及び理解を深めていくためには、住民の潜在意識の把握をし、その内容を解明するとともに、家族会の育成及び連携を図り、医療機関、関係機関との協力を得て、精神障害者が自立し、社会参加するための支援事業を展開する。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 社会への適応の支援

精神障害者の社会への適応が困難な状態であるため、精神障害者からの相談に応じ、精神障害者の生活訓練施設、授産施設、福祉ホームなどの施設の紹介や必要な指導及び助言を行う。

また、閉じこもりがちな精神障害者に対しては、保健師とともに家庭訪問を行い、必要な指導及び助言を行う。

2. 生活支援の充実

日常生活を営むのに支障がある精神障害者に、グループホームやホームヘルプサービスなどの社会資源に関する情報提供や、申請受付、生活上の相談支援、訪問などを実施し、地域で生活するために必要な便宜を供与することで自立の促進を図る。

3. 地域への啓発活動の充実

精神障害者に対する認識が身体障害と知的障害の2障害よりも薄いため、行政が中心となって、福祉関係機関、医療機関、家族会、民生委員などと協力し、一般市民の障害者に対する認識や理解が深まるよう、広報やチラシ、パンフレットの配布、ホームページを活用し、地域に密着した啓発を推進するとともに、地域住民と交流を図るため講演会等を実施する。

4. 地域住民との交流活動の推進

スポーツ、習字、裁縫、手芸、カラオケ、料理、園芸教室といったイベントにボランティア講師を招き、障害者と地域住民の交流を図る。

5. 医療機関・関係機関との連携

よりよい支援を提供するためには、関係機関との情報交換などが不可欠である。このため日常の情報交換を活発に行って情報の共有化を図り、定期的にケア会議を開催する。

また、各機関の専門スタッフを対象とした学習会を開催し、障害者支援の質の向上及び知識を深める。

5 高齢者福祉

〔現状と課題〕

全国的に急増する高齢者人口は本市においても同じで、本市の高齢化率〔平成16年4月現在〕は、23.9%となっており、全国、福岡県平均より約5%高くなっている。また、本市の高齢化率の推移は増加の一途をたどっている。増加幅を見ると、昭和55年から平成2年までの10年間では、約5ポイント、平成2年から平成12年までは、約7ポイント増加しており、昭和から平成に変わってから、さらに高齢化率の上昇が著しく、平成26年では32.7%に達すると推定される。

平成12年4月に介護保険制度が導入され、従来の「中間市老人保健福祉計画」を「中間市高齢者総合保健福祉計画」と改め、すべての高齢者を視野に入れ、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の一体的な運用が求められている。

自らの意思で介護保険サービス選択の権利保障、一方では、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活ができるための施策「介護予防、生活支援事業」の充実が求められている。

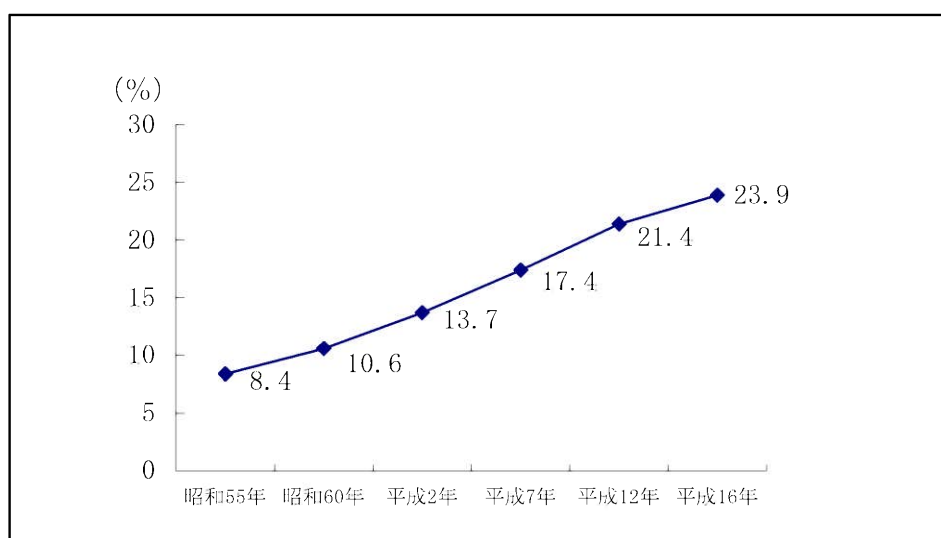
平成18年度から予防重視型のシステムへ変更されており、今後要支援・要介護にならないための高齢者福祉事業の充実を図っていかなければならない。

表：高齢化率〔平成16年3月31日〕

区 分	中間市	福岡県	全 国
総人口	48,525人	5,001,592人	12,688万人
高齢者数	11,615人	1,307,843人	2,440万人
高齢化率	23.9%	19.0%	19.2%

(資料) 住民基本台帳要覧

グラフ：高齢化率の推移

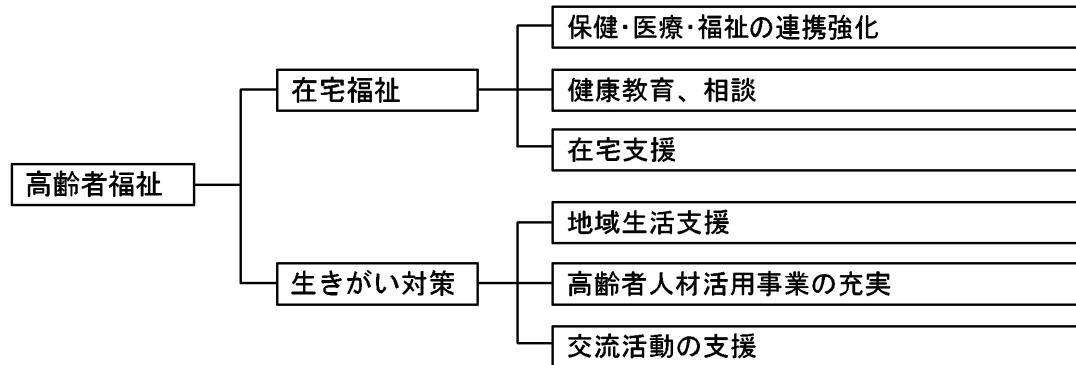


(資料) 昭和55～平成12：国勢調査、平成16年：住民基本台帳

〔施策の基本方向〕

「第3期中間市高齢者総合保健福祉計画」に基づいて、市民とともに『支えあい共に住み続けるまちづくり』の実現をめざし、介護予防事業のサービス及び生活支援体制の整備を図り、介護予防の推進、生きがい支援事業の2本柱を展開する。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

高齢者総合保健福祉計画と今後の介護保険法に新たに導入される予防重視型システムを見極めながら、高齢者福祉事業を展開し、介護保険制度との整合性など、再編を図っていく。

1. 在宅福祉

(1) 保健・医療・福祉の連携強化

保健・医療・福祉の関係機関と連携を密にし、情報の収集、分析、提供を行い、専門的立場からサービスの充実を図る。

(2) 健康教育、相談

高齢者に対し、地域に出向き簡易な健康チェックと同時に健康教育を実施し、効果的指導の促進を図り、介護予防の観点から関係機関と連携し、横断的な相談等を行う。

また、家族等の介護を担う人を対象に、精神的支援を行う。

(3) 在宅支援

要支援、要介護にならないように各事業の整備について、予防重視型システムとの整合性を図りながら行っていく。

2. 生きがい対策

(1) 地域生活支援

新設した地域包括支援センターに窓口を設置し、高齢者の健康から生きがいづくりまで、包括的、総合的に相談しやすい体制づくりを図る。

(2) 高齢者人材活用事業の充実

中間市シルバー人材センターの活動の啓発、事業の普及促進を図り、社会参加、自立への環境づくり、また高齢者の雇用促進に向けて職業安定所との連携を密にする。

(3) 交流活動の支援

文化、スポーツ活動の推進を図り、地域活動を活発化し、高齢者が自らの意思で社会参加しやすい支援体制づくりを図る。

6 低所得者福祉

〔現状と課題〕

本市における被保護者の状況はバブル期以降の景気低迷の影響により、平成11年度を境にして反転、増加傾向を示している。

低所得者層は不況などの影響を受けやすい傾向があり、なかでも高齢者世帯が半数を占めていることから、自立への期待が困難になっている。

近年、社会経済情勢はやや上向きにあるが、就業にはなお困難な状況が続いていることから、相談・指導体制と生活支援の充実が課題である。

表：被保護状況の推移

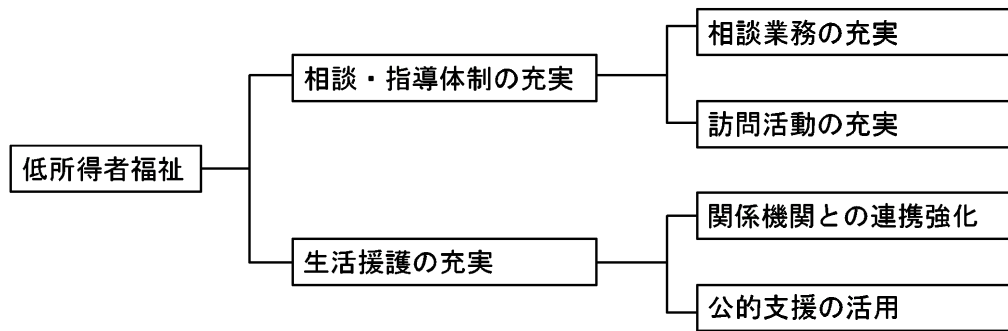
年 度	被保護世帯数	被保護人員	保護率 (%)
平成8年度	876	1,511	30.6
平成9年度	851	1,424	28.4
平成10年度	853	1,412	28.3
平成11年度	871	1,404	28.4
平成12年度	881	1,419	28.6
平成13年度	885	1,423	29.0
平成14年度	912	1,453	29.8
平成15年度	953	1,501	30.9
平成16年度	959	1,507	31.2

資料：保護課

〔施策の基本方向〕

低所得層の人々が健康で文化的な生活を維持するために関係機関との協力を得て、相談・指導体制と生活支援の充実を柱に、きめ細かな援護体制の充実に努め、自立の助長を図っていく。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 相談・指導体制の充実

(1) 相談業務の充実

生活困窮者の自立に向けての相談業務は生活全般にわたっての視点と専門的知識が必要とされるため、相談スタッフの充実を図る。

(2) 訪問活動の充実

生活保護の適正な実施のためには実態把握が不可欠であることから、訪問調査を計画的に実施するとともに自立に向けた処遇指導を徹底する。

2. 生活援護の充実

(1) 関係機関との連携強化

民生委員や医療機関並びにハローワーク（公共職業安定所）などの関係機関との連携を強化して相互支援体制の確立を図る。

(2) 公的支援の活用

生活困窮者の相談や生活保護の実施にあたっては、年金や各種手当、貸付制度といった他の制度・施策を優先し、活用を図る。

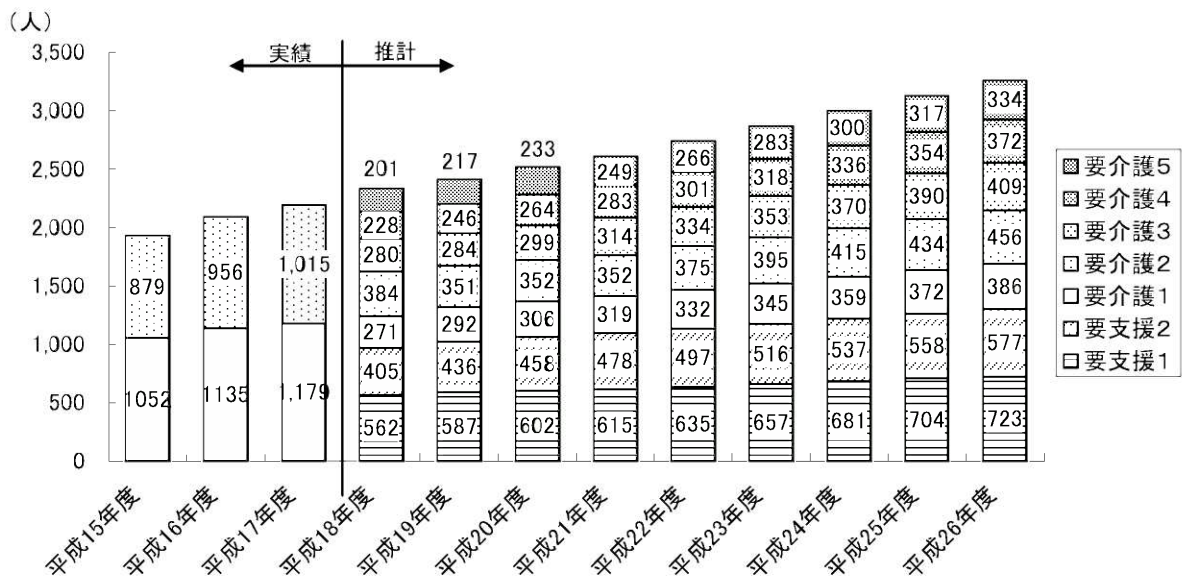
7 介護保険

〔現状と課題〕

年々増加する高齢者、それに伴う介護給付費の増加のなかで、介護保険制度の適正な運営が求められている。

制度発足後6年が経過し、制度の大幅な改正が行われるが、併せて、「第3期中間市高齢者総合保健福祉計画」の見直しにより、新しい事業計画が策定されることから、既存の事業に加え、新規事業の展開、適正な運営を図らなければならない。

グラフ：要介護認定者数推計

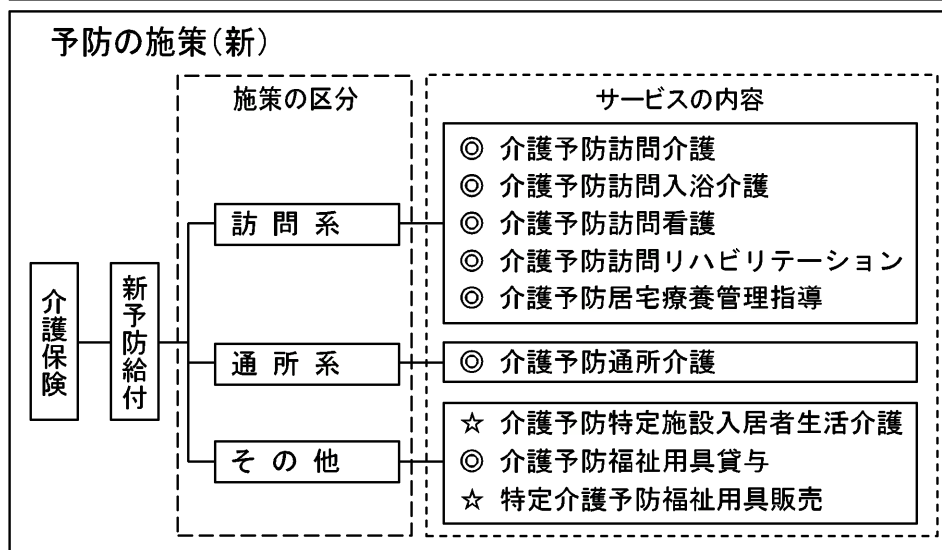
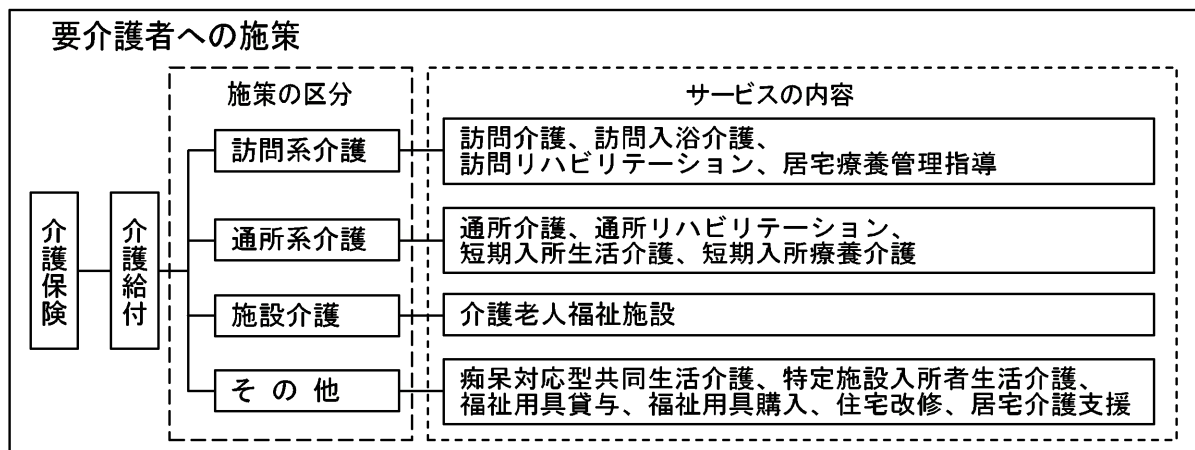


資料：介護保険課

〔施策の基本方向〕

「中間市高齢者総合保健福祉計画」の基本理念である『支えあい共に住み続けるまちづくり』を認識し、高齢者社会を全体で支え、新たに新予防事業を加え、介護サービスの提供を図る。

〔施策の体系〕

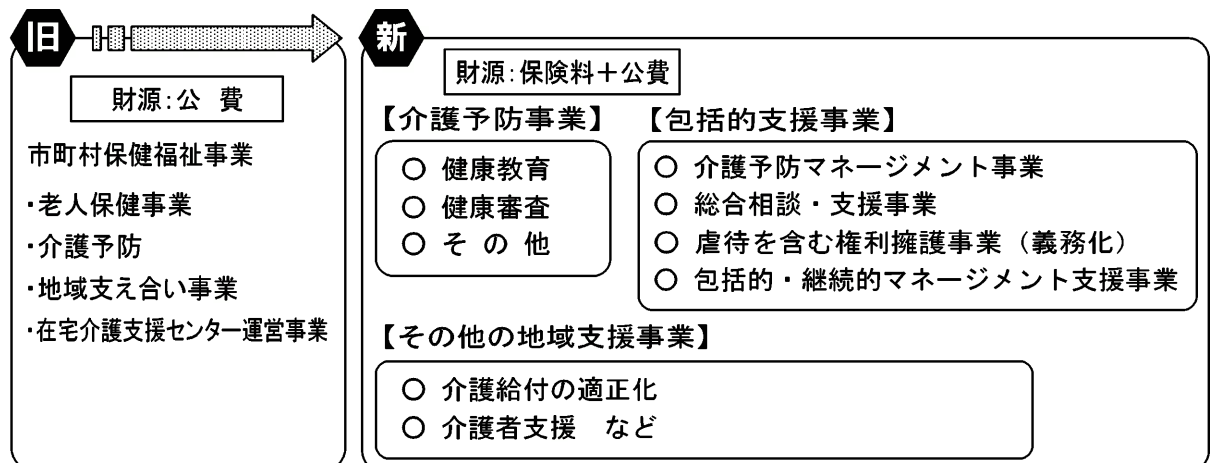


※ 地域包括支援センターが担うサービス

- ◎ 介護予防支援（ケアプラン）
- 地域密着型介護予防サービス
- ◎ 介護予防認知症対応型通所介護
- ◎ 介護予防小規模多機能型居宅介護

☆は新しいサービス
◎は従来の介護サービスの中で行われていたが、新予防給付に移行した新しいサービス

地域支援事業



〔計 画〕

介護保険の改正もふまえた「第3期中間市高齢者総合保健福祉計画」に基づいて、その事業運営を適正に行う。

また、新設される介護予防重視型サービスや地域支援事業に取り組むとともに、現在の高齢者保健福祉事業や、地域支え合い事業の再編を図っていく。

高齢者が住み慣れた地域での生活を支えるために「地域密着型サービス」が創設され、その中心的な拠点である地域包括支援センターを設置した。

今後は、高齢者が要支援、要介護にならない元気老人を増やすための予防重視サービスを中心に本市のまちづくりである、『支えあい共に住み続けるまちづくり』のなかで介護保険事業の適正運営に努める。

第3節 社会保障

1 国民健康保険

〔現状と課題〕

国民健康保険は、我が国の医療保険制度の中核として地域住民の医療の確保と保健の向上に大きな役割を果たしており、今後の高齢社会においては、その役割は一層大きくなるものである。

しかし、他の医療保険制度に比べ高齢者や低所得者を多く抱えているため、財政基盤が脆弱であり、加入者の高齢化に加えて、低所得者比率の増大と高度医療普及などによる医療費の増高も加わり、国民健康保険の財政運営は極めて厳しい状況にある。

国民健康保険法などの改正が平成14年10月に実施された。このなかで老人保健制度の改正では老人医療受給対象年齢の引き上げ、また、老人医療拠出金の公費負担割合が5年間で50%まで引き下げられた。このことから老人医療拠出金は減少してきたものの、反面前期高齢者の医療費が増加し、本市における国保財政は、いまだに改善されず多額の累積欠損金(赤字)を抱えている。

今後も高齢化社会を迎え、医療費の増高は避けられず、ますます厳しい財政運営が予想されることから、医療保険制度の抜本的改革が必要である。

表:国民健康保険の加入率及び保険税額

年度	被保険者		保険税調定額 (千円)	被保険者	
	被保険者総数	世帯数		1人当たり税額 (円)	1世帯当たり税額 (円)
平成11年度	17,291	9,125	1,234,424	71,391	135,279
平成12年度	17,664	9,394	1,314,697	74,428	139,951
平成13年度	18,329	9,843	1,351,942	73,760	137,351
平成14年度	18,887	10,180	1,377,548	72,936	135,319
平成15年度	19,423	10,545	1,405,762	72,376	133,311
平成16年度	19,670	10,766	1,473,061	74,889	136,825

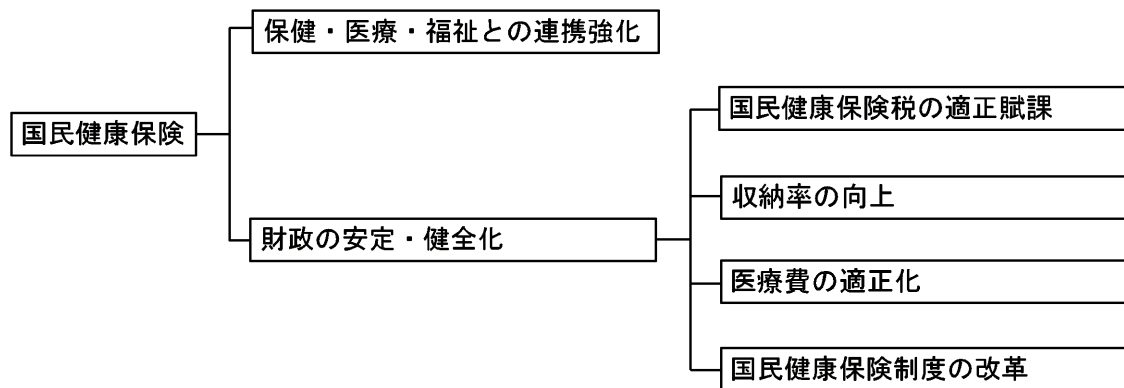
(注)各数値は年度内の月平均による

資料:健康増進課

〔施策の基本方向〕

市民の健康と生命を守る国民健康保険事業は、高齢化社会の到来とともにますます重要性を増している。本事業を健全に運営していくために必要な施策の推進に努める。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 保健・医療・福祉との連携強化

市民が健康で文化的な生活を維持するため、保健・医療・福祉との連携強化を図り、市民が安心して医療を受けられるよう国民健康保険制度の充実に努める。

2. 財政の安定・健全化

(1) 国民健康保険税の適正賦課

中間所得者層の税負担の公平化や、財政基盤の安定化を図るため、応能・応益比率の見直しを行うとともに、保険税（率）の適正化を検討する。

(2) 収納率の向上

適正な目標収納率を設定し、徴収体制の整備強化を図り、休日・夜間の電話催告や戸別徴収などで収納率の向上を図る。その一方で、国民健康保険の制度や役割の認識を深めるための啓発活動を強化するとともに、法の改正で義務化された資格証明書、短期被保険者証の交付を有効に活用し、税滞納者に対するきめ細かい納税相談を積極的に実施する。

(3) 医療費の適正化

保健・医療・福祉の組織機構の連携を強めるとともに、健康診査や健康相談、健康教育など、市民の健康保持や疾病予防活動を積極的に推進する。

(4) 国民健康保険制度の改革

国民健康保険制度が将来も安定的に機能し得るような制度の改革に向けて、国、県に対し積極的な要望を展開する。

2 国民年金

〔現状と課題〕

平成13年度までは、国民年金推進員2名が保険料徴収事務を行っていたが、平成14年度から国の大幅な事務改善があり、市町村に事務委任されていた保険料徴収事務が廃止になった。今後は、年金への理解を求め、安定した受給ができるように指導や啓発が重要であることから、国や県と連携のもと、老後の生活基盤の確立に向けて本市における取組みを推進していく。

表：拠出制国民年金の推移

(単位:人)

年 度	被 保 険 者 数					免 除 者 数		
	総 数	強 制 加 入 者			任 意 加 入 者	総 数	法 定 免 除	申 請 免 除
		計	1号	3号				
平成11年度	11,685	11,531	7,088	4,443	154	3,335	600	2,735
平成12年度	11,523	11,372	7,136	4,236	151	3,365	613	2,752
平成13年度	11,548	11,414	7,395	4,019	134	3,456	643	2,813
平成14年度	11,588	11,447	7,562	3,885	141	2,473	675	1,798
平成15年度	11,487	11,318	7,571	3,747	169	2,532	678	1,854
平成16年度	11,331	11,147	7,474	3,673	184	2,800	679	2,121

資料:市民課

〔施策の基本方向〕

健康で文化的な市民生活の基礎は、安心して暮らせる経済力が不可欠である。このため、国民年金制度を長寿社会を支える基礎的な事業として位置付け、啓発などの施策の推進に努める。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 無年金者の防止

被保険者に対し納付勧奨や申請免除制度、任意加入制度の説明などで加入指導を行い、未加入被保険者の発生防止に努める。また、広報紙による年金制度への理解を求め、無年金者の発生防止に努める。

2. 保険料収納率向上の啓発

口座振替の推進、未納者の納付催告及び個別納付指導を行ったことにより収納率は向上したが、平成14年度からは保険料徴収事務が国の業務となった。保険料収納対策として、口座振替の推進など自主納付者を奨励し、保険料の滞納防止に努める。また、納付困難者に対しては、適切な免除指導を行う。